

日本年金機構からのお知らせ

報道関係者 各位

平成23年8月24日
(照会先)
日本年金機構 仙台北年金事務所
加藤 茂
(電話直通：022-224-0898)

岩手県、宮城県、福島県における社会保険料の納付期限について

東日本大震災の発生に伴い、平成23年3月24日付厚生労働省告示により、現在、岩手県、宮城県及び福島県の3県に所在地のある事業所の社会保険料については、平成23年2月分以降、納付期限の延長を行っているところです。

この度、平成23年8月19日付で、延長後の納付期限が下記のとおり告示されましたのでお知らせいたします。

(1) 延長後の納付期限が定められた地域

岩手県、宮城県及び福島県の一部地域（別紙1の①）

(注) 岩手県、宮城県及び福島県の事業所のうち、今回延長後の納付期限が定められなかった地域（別紙1の②）の事業所については、引き続き納付期限が延長されます。

(2) 延長後の納付期限

平成23年9月30日（金）

(3) 対象となる社会保険料

平成23年2月分から平成23年7月分保険料等

なお、平成23年8月分以降の保険料については、通常の納付期限（平成23年8月分保険料の納付期限は平成23年9月30日（金））となり、口座振替についても、同保険料より再開されます。

宮城県内の社会保険適用事業所に対しては、別紙2のとおりお知らせすることとしておりますが、各報道機関におかれましても、震災情報、生活情報の一環として報道していただきますよう、よろしくお願いいたします。

事業所からのお問合せ先は以下のとおりです。

仙台北年金事務所 022-224-0898

仙台東年金事務所 022-257-6112

仙台南年金事務所 022-246-5117

石巻年金事務所 0225-22-5115

古川年金事務所 0229-23-1200

大河原年金事務所 0224-51-3112

①延長後の納付期限が定められた地域

都道府県名	地 域
岩 手 県	盛岡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、二戸市、八幡平市、奥州市、岩手郡雫石町、岩手郡葛巻町、岩手郡岩手町、岩手郡滝沢村、紫波郡紫波町、紫波郡矢巾町、和賀郡西和賀町、胆沢郡金ヶ崎町、西磐井郡平泉町、東磐井郡藤沢町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、九戸郡軽米町、九戸郡野田村、九戸郡九戸村、九戸郡洋野町、二戸郡一戸町
宮 城 県	仙台市、塩釜市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、登米市、栗原市、大崎市、刈田郡蔵王町、刈田郡七ヶ宿町、柴田郡大河原町、柴田郡村田町、柴田郡柴田町、柴田郡川崎町、伊具郡丸森町、巨理郡巨理町、巨理郡山元町、宮城郡松島町、宮城郡七ヶ浜町、宮城郡利府町、黒川郡大和町、黒川郡大郷町、黒川郡富谷町、黒川郡大衡村、加美郡色麻町、加美郡加美町、遠田郡涌谷町、遠田郡美里町
福 島 県	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町、安達郡大玉村、岩瀬郡鏡石町、岩瀬郡天栄村、南会津郡下郷町、南会津郡桧枝岐村、南会津郡只見町、南会津郡南会津町、耶麻郡北塩原村、耶麻郡西会津町、耶麻郡磐梯町、耶麻郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、河沼郡湯川村、河沼郡柳津町、大沼郡三島町、大沼郡金山町、大沼郡昭和村、大沼郡会津美里町、西白河郡西郷村、西白河郡泉崎村、西白河郡中島村、西白河郡矢吹町、東白川郡棚倉町、東白川郡矢祭町、東白川郡塙町、東白川郡鮫川村、石川郡石川町、石川郡玉川村、石川郡平田村、石川郡浅川町、石川郡古殿町、田村郡三春町、田村郡小野町、相馬郡新地町

②引き続き納付期限が延長される地域

都道府県名	地 域
岩 手 県	宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、下閉伊郡山田町、気仙郡住田町、上閉伊郡大槌町
宮 城 県	石巻市、東松島市、多賀城市、気仙沼市、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町
福 島 県	田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、相馬郡飯舘村、双葉郡浪江町、双葉郡双葉町、双葉郡大熊町、双葉郡富岡町、双葉郡楡葉町、双葉郡広野町、双葉郡葛尾村、双葉郡川内村

社会保険料の延長後の納付期限が定められました

東日本大震災およびこれに伴う原子力発電所の事故により被災された皆様の、一日も早い復旧、復興を心よりお祈り申し上げます。

○延長後の納付期限が9月30日(金)に定められました

東日本大震災により延長されていた社会保険料の納付期限が、以下の通り定められました。これにより、納付期限延長の措置は平成23年7月分保険料までとなり、平成23年8月分保険料以降は、通常の納付期限（平成23年8月分保険料は平成23年9月30日(金)）に戻ります。

- ①延長後の納付期限が定められた地域
岩手県、宮城県および福島県の一部地域（裏面参照）
- ②延長後の納付期限
平成23年9月30日（金）
- ③対象の保険料
平成23年2月分～7月分

○社会保険料の口座振替を再開します

納付期限が延長されている間、社会保険料の口座振替を一律に停止しておりましたが、延長後の納付期限が定められた地域（上記①）については、平成23年8月分保険料から納付期限の日に口座振替を再開いたします。（平成23年8月分保険料の納付期限は、平成23年9月30日（金）です。）

なお、平成23年2月分～7月分までの保険料は口座振替となりませんので、送付しております納入告知書により、延長後の納付期限までに計画的に納付いただきますようお願いいたします。

※納入告知書は、領収済通知書、領収控、納入告知書(納付書)の順に、3枚複写で綴ってあります。領収済の通知ではありませんので、ご注意願います。納付の際は、切り離さずに金融機関にお持ちください。

また、震災の影響等により、今後の口座振替による納付が難しい場合は、お手数ですが管轄の年金事務所に口座振替を辞退する届出をお願いいたします。

口座振替をしていない事業所の方は、従来どおり納入告知書により納付いただくこととなりますが、今後、口座振替による納付をご希望される場合は、年金事務所にお問い合わせください。

○保険料の納付が困難な場合

①保険料の免除について

震災により被保険者の賃金の支払いに著しい支障が生じていて、一定の要件に該当するときは、社会保険料が免除される場合があります。

②保険料の納付の猶予について

災害により財産に相当の損失を受けたときは、損失を受けた日以後に納付期限を迎える保険料について、申請により、納付期限から1年以内に限り、納付の猶予を受けられる場合があります。

また、事業の著しい損失や休廃業等により、一時に納付ができないときは、納付困難な金額を限度として、1年の範囲内で納付の猶予を受けられる場合があります。

※納付期限までに保険料が納付されない場合、延滞金が発生することとなりますので、納付期限までにお近くの年金事務所にご相談ください。

※お問い合わせは、封筒に記載の年金事務所までお願いします。

○延長後の納付期限が定められた地域

都道府県名	地 域
岩 手 県	盛岡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、二戸市、八幡平市、奥州市、岩手郡雫石町、岩手郡葛巻町、岩手郡岩手町、岩手郡滝沢村、紫波郡紫波町、紫波郡矢巾町、和賀郡西和賀町、胆沢郡金ヶ崎町、西磐井郡平泉町、東磐井郡藤沢町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、九戸郡軽米町、九戸郡野田村、九戸郡九戸村、九戸郡洋野町、二戸郡一戸町
宮 城 県	仙台市、塩釜市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、登米市、栗原市、大崎市、刈田郡蔵王町、刈田郡七ヶ宿町、柴田郡大河原町、柴田郡村田町、柴田郡柴田町、柴田郡川崎町、伊具郡丸森町、亘理郡亘理町、亘理郡山元町、宮城郡松島町、宮城郡七ヶ浜町、宮城郡利府町、黒川郡大和町、黒川郡大郷町、黒川郡富谷町、黒川郡大衡村、加美郡色麻町、加美郡加美町、遠田郡涌谷町、遠田郡美里町
福 島 県	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町、安達郡大玉村、岩瀬郡鏡石町、岩瀬郡天栄村、南会津郡下郷町、南会津郡桧枝岐村、南会津郡只見町、南会津郡南会津町、耶麻郡北塩原村、耶麻郡西会津町、耶麻郡磐梯町、耶麻郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、河沼郡湯川村、河沼郡柳津町、大沼郡三島町、大沼郡金山町、大沼郡昭和村、大沼郡会津美里町、西白河郡西郷村、西白河郡泉崎村、西白河郡中島村、西白河郡矢吹町、東白川郡棚倉町、東白川郡矢祭町、東白川郡塙町、東白川郡鮫川村、石川郡石川町、石川郡玉川村、石川郡平田村、石川郡浅川町、石川郡古殿町、田村郡三春町、田村郡小野町、相馬郡新地町

○引き続き納付期限が延長される地域

都道府県名	地 域
岩 手 県	宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、下閉伊郡山田町、気仙郡住田町、上閉伊郡大槌町
宮 城 県	石巻市、東松島市、多賀城市、気仙沼市、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町
福 島 県	田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、相馬郡飯舘村、双葉郡浪江町、双葉郡双葉町、双葉郡大熊町、双葉郡富岡町、双葉郡楢葉町、双葉郡広野町、双葉郡葛尾村、双葉郡川内村

※引き続き納付期限が延長される地域については、これまでどおり、口座振替を一律停止しております。

毎月送付している納入告知書により、計画的に納付いただきますようお願いいたします。